

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年十二月九日

指令川建セ第二七〇〇七三〇号

二 検査済証番号

平成二十八年三月二十二日

川建セ第二七〇一〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町の輪四丁目十六番九、十六番十、十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十六番地

株式会社アイダ設計 代表取締役 曾田 貞光